



金 沢 市 公 報

号外第6号

令和2年(2020年)4月6日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

◎ 目 次	ページ
●監査公表	
○監査公表(第4号)	(監査事務局) 1

監 査 公 表

●金沢市監査公表第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定により職員措置請求書の提出があり、同条第4項の規定により実施した監査の結果を決定し、請求人に通知したので、同項の規定によりこれを公表します。

令和2年4月6日

金沢市監査委員 林 充 男
金沢市監査委員 中 村 哲 郎

収 監 査 第 71 号
令和2年4月3日
(2020年)

林 木 則 夫 様

金沢市監査委員 林 充 男
金沢市監査委員 中 村 哲 郎

住民監査請求に係る監査の結果について(通知)

令和2年2月6日に提出のあった職員措置請求書について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定により監査を実施し、その結果を次のとおり決定したので通知します。

第1 請求の受付

1 請求人

金沢市小坂町西61番地7 林 木 則 夫

2 請求書の提出日

令和2年2月6日

3 請求の内容

請求人から提出された職員措置請求書(別紙第1のとおり)による主張及び措置要求の要旨は、次のとおりである。

(1) 請求人の主張要旨

ア 政務活動費の経費は地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第100条第14項乃至第16項に基づき金沢市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年条例第2号。以下「条例」という。)で定められている。

イ 金沢市議会政務活動費運用の手引き(以下「運用の手引き」という。)は条例ではないため、運用の手引き規定の例示費用は政務活動に要する経費ではない。

よって、運用の手引きで定める例示費用が政務活動費の経費と認められるためには、当該例示費用が政務活動に要する経費であること又は政務活動に関連する経費であることを裏付ける資料を議長に提出することが必要である。

ウ 政務活動に要する経費の内容は、以下のとおり条例第8条第2項別表で規定している。

共通経費は「上記以外の経費で議員が行う活動に共通して必要な経費」であるが、当該内容規定では経費を特定することができないため、当該経費を支出した議員は政務活動に要する経費であることを裏付ける資料を議長へ提出することが必要となる。

会派共用費は、「所属する会派等において議員が共同で使用する物件に要する経費及び共同で行う事業に要する経費のうち、1の項から8の項まで及び10の項に掲げる経費で、当該会派等において支出するもの」である。しかし、議員が共同で使用する物件に要する経費及び共同事業に要する経費が政務活動に要する経費であると認められないため、政務活動に要する経費であることを裏付ける資料を議長へ提出することが必要となる。

広報費は、「議員が行う活動及び市政について市民に報告するために要する経費」であるが、広報費の性格上、議員が市民報告活動をすることが議員の宣伝活動でもあるため、政務活動費を充てることができない他の経費とは異なる特殊な経費である。すなわち、広報活動及び宣伝活動の両側面の活動を共有するため、均等割合とすることが客観的に要請される。よって、広報費は政務活動費の2分の1を按分し充当する経費である。

調査研究費は「議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費」である。

上記各経費の内容に該当していない経費支出は、目的外の違法支出である。

エ 高岩議員の共通経費支出は、別紙1-1記載のとおり、70支出で、57万4,873円の政務活動費を充当しているものの、高岩議員が議長へ提出した書類を見る限り、全ての支出が私的経費であるため違法支出である。

高岩議員の会派共用費支出は、別紙1-2記載のとおり、1支出で2万5,189円の政務活動費を充当している。

高岩議員は精算書を提出しているが、当該書類は当該支出が政務活動に要する経費であることを裏付ける書類ではないため、同議員の会派共用費支出額は違法額である。

したがって、高岩議員の共通経費及び会派共用費の違法額は60万62円である。

オ 野本議員の広報費支出は、別紙2-1記載のとおり、32支出で114万5,736円の政務活動費を充当している。しかし、野本議員が広報費で按分充当している割合の根拠は主観的であるため、客観的で合理的な政務活動費の2分の1を按分経費とすることが妥当であるから、同議員の当該各支出額の2分の1を超える政務活動費充当額は違法額である。よって、野本議員の違法額は46万3,448円である。

野本議員の会派共用費支出は、別紙2-2記載のとおり、1支出で2万5,188円の政務活動費を充当している。

野本議員は精算書を提出しているが、当該書類は当該支出が政務活動に要する経費であることを裏付ける書類ではないため、同議員の会派共用費支出額は違法額である。

したがって、野本議員の広報費及び会派共用費の違法額は48万8,636円である。

カ 福田議員の調査研究費支出は、別紙3-1記載のとおり、285支出で74万8,714円を政務活動費として充当しているものの議長へ提出した書類をみる限り、全て調査研究費の内容規定に合致していないため違法額は74万8,714円である。

福田議員の会派共用費支出は、別紙3-2記載のとおり、1支出で2万5,188円の政務活動費を充当している。

福田議員は精算書を提出しているが、当該書類は当該支出が政務活動に要する経費であることを裏付ける書類ではないため、同議員の会派共用費支出額は違法額である。

したがって、福田議員の調査研究費及び会派共用費の違法額は77万3,902円である。

キ 金沢市議会は、政務活動費出納簿に記載している会派共用費の支出をする場合、運用の手引き25ページの定めに従って政務活動費を計上することになっている。

運用の手引きにおいては、「※4 会派共用費においては、議員から会派に四半期ごとに、概算払(①領収書を会派から受領)をすることができ、第4四半期に、議員個人の支出額を精算することとします。」と記載している。

しかし、政務活動費出納簿に政務活動費として計上することは、会派共用費の内容規定に抵触する。

議員が会派に政務活動費を概算払することは政務活動に要する支出ではないため、自治法第100条第14項乃至第16項の規定に違反している。

その結果、議員は政務活動費出納簿に違法額を記載している。

支出ではない「概算払分」を「支出」欄に記載しており、実支出額よりも「概算払分」相当の増額記載をしていることになる。

収入ではない「返納額」を「収入」欄に記載しており、実収入額よりも「返納額」相当の増額記載をしていることになる。

政務活動費出納簿は公金である政務活動費の実収入及び実支出を記載する必要がある。

別紙4記載のとおり、高岩議員の未執行額(=違法額)は2万596円、野本議員の未執行額(=違法額)は2万1,644円となる。

なお、福田議員は差引額が多額であるから未執行額はない。

(2) 措置要求の要旨

請求人は、金沢市監査委員に対し、平成30年度に交付された政務活動費に不当利得額があるため、当該各議員が民法第704条規定の悪意の受益者であることをも加味して、福田議員に対し77万3,902円、高岩議員に対し62万658円、野本議員に対し51万280円及び当該各金額に対する民法所定の年5分の割合による遅延損害金を金沢市に対し支払うよう措置を講じるように勧告することを求める。

[請求人から提出された事実を証する書面]

- (1) 第180回国会 総務委員会 第15号(平成24年8月7日(火曜日))
- (2) 高岩議員が議長へ提出した別紙1-1の36番の支出を証する書類
- (3) 高岩議員が議長へ提出した別紙1-2の3番の支出を証する書類
- (4) 野本議員が議長へ提出した別紙2-1の8番の支出を証する書類
- (5) 野本議員が議長へ提出した別紙2-2の3番の支出を証する書類
- (6) 福田議員が議長へ提出した別紙3-1の193番乃至197番の支出を証する書類
- (7) 福田議員が議長へ提出した別紙3-2の3番の支出を証する書類

(注) これらの書面の内容については、この監査結果への記載を省略した。

4 監査委員の除斥

監査委員のうち、議員選任の黒沢和規委員及び山本由起子委員については、直接の利害関係を有するので、自治法第199条の2の規定により除斥した。

5 請求書の要件審査

令和2年2月6日付けで請求のあった本件職員措置請求書(以下「本件請求」という。)については、自治法第242条所定の要件を具備しているものと認め、同年2月25日に受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項及び監査対象部局

請求人の請求内容から判断し、平成30年度政務活動費のうち、請求人が違法支出とした調査研究費、広報費、会派共用費及び共通経費が不適切な支出であるかどうか、市長が政務活動費の返還請求を怠っているかどうかを監査の対象とした。

監査対象部局については、議会事務局総務課とした。

2 関係人調査(その1)

政務活動費に係る収支報告書提出の際に添付する「領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写し」(以下「添付書類」という。)は、条例第14条の規定により議長が保存しているため、自治法第199条第8項の規定による関係人調査として、議長に対し、請求人が違法支出と主張している支出についての添付書類の提出を求め、精査を行った。

3 請求人の陳述及び証拠書類の提出

請求人に対し、自治法第242条第6項の規定に基づき、令和2年3月2日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人から、事実証明書の追加として新たな証拠書類の提出があり、請求の趣旨を補足する次のような趣旨の陳述があった。

(1) 政務活動費について

本日提出した事実証明書8は、運用の手引き「はじめに」の部分である。政務調査費が政務活動費と変更された自治法改正において、政務調査費では規定されていなかった、政務活動費を充てることができる経費の範囲については、条例で定めなければならないとなったことにより法律が変わったと金沢市監査委員、金沢地方裁判所及び名古屋高等裁判所金沢支部が認識できていないことが大きな問題点である。

事実証明書1は、自治法の一部を改正する法律の修正案として政府に提出されたものである。その中で、名称、交付の名目、政務活動費を充てることができる経費の範囲は条例で定めること及び政務活動費について議長が使途の透明性を確保する努力義務を新設する法改正がされた。すなわち、名称は政務活動費、交付の名目は議会議員の調査研究その他の活動に資するため及び政務活動費を充てることができる経費の範囲は条例で定めることという3点である。条例で定めることについては、政務活動費を充てることができる経費の内容である自治法規定に合致する経費を政務活動費の支出とすると条例で決めたにもかかわらず、裁判所へ提出される陳述書には、全ての議員が、運用の手引きに基づいて計上したと記載しているのである。

もう一つの重要な問題点は、政務活動費とすることができない経費に係るものである。事実証明書1によると、議員としての活動に含まれない政党活動、選挙活動、後援会活動及び私的活動は条例によって対象にすることができないことになったのである。

政務調査費と政務活動費の決定的な違いであるが、政務活動費は自治法第100条第16項が新設されたことによって、使途の透明性が求められることとなり、また条例第8条で、政務活動に要する経費に対して交付し、政務活動に要する経費に充てることができる経費であると規定しているため、条例第10条第1項では、領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写しを添付して、議長に提出しなければならないと規定しており、議員は、当該支出に係る事実を証する書類を必ず提出することが求められている。

(2) 事実を証する書面について

ア 高岩勝人議員

事実証明書2の別紙1-1の36番の支出についての証拠として、高岩議員が議長へ提出した書類は3枚である。1枚目は高岩議員の預金通帳を黒塗りした「85」、2枚目が「お支払明細書」、3枚目が「自動車リース契約書」である。これらの3枚の資料は、高岩議員が提出した書類であるが、これらの中には政務活動に要する経費であるという証拠はない。これら3枚は、いずれも高岩勝人個人の私的経費である証拠である。

事実証明書3の別紙1-2の3番の支出について、支出の証拠となる書類は精算書だけで、これも当該支出が政務活動に要する経費であることの証拠となるものではない。

イ 野本正人議員

事実証明書4は別紙2-1の8番の支出の証拠として、野本議員が議長へ提出した書類4枚である。これらの中で4枚目が「市政報告会等開催報告書」で、野本議員が記載したものである。一番下の「備考」欄に「按分率9/10を適用（来賓祝辞・後援会長挨拶分の時間を除外して充当）」との記載がある。しかし、3枚目の「2018のもと正人市政報告会式次第」を見るならば、「6. 本人挨拶（7：21～7：41）市政報告パワーポイント」の時間の20分間は、全体60分間の3分の1であるため、按分率9/10を適用とする根拠としていることは誤りであり、妥当な按分率ではない。広報費の性格上、政務活動費の2分の1を按分し充当することが合理的であるために、別紙2-1の8番の支出額21万9,480円の2分の1を超える政務活動費充当額8万7,792円が違法額である。この支出を除く31支出においても、各支出額の2分の1を超える政務活動費充当額が違法額である。

事実証明書5は、別紙2-2の3番の支出についての証拠資料である。これは精算書だけで、これも政務活動に要する経費の証拠ではない。別紙2-2の3番支出の充当額は違法額である。

ウ 福田太郎議員

事実証明書6の中の1枚目の「248」と手書きされた領収書を除く5枚は、全て2月2日の別紙3-1の193番から197番までの交通費の5支出の証拠である。2枚目は「2/2 1,330円 片町-小立野 帰り」等と記載されている。252番の領収書には「01:06」と印字されており、深夜に片町から帰宅したタクシー代金であり、政務活動費の経費とは認められない。また、「2/2 懇談会」や次の「懇談」は泉野地域の方々とのものであるが、いずれも内容に係る資料の添付はなく、これらの懇談会及び懇談内容が分からないため、政務活動に要する経費であるとは認められない。2月2日の5番目のタクシー代金「2/2 1,220円 片町-小立野」には何も記載がないが、1枚目と同じ「片町-小立野」であることから、帰宅時のタクシー代金であり、これも、政務活動費の調査研究費支出ではない。よって、5枚のタクシー代である交通費の5支出は、いず

れも違法支出である。

会派共用費支出は、別紙3-2記載のとおり、1支出で2万5,188円を充当しているが、事実証明書7の精算書では、政務活動に要する経費であるとは分からないため違法額である。

(3) 政務活動費を概算払することについて

事実証明書9は、運用の手引きの25ページの部分である。ここに、「※4 会派共用費においては、議員から会派に四半期ごとに、概算払(①領収書を会派から受領)をすることができ、第4四半期に、議員個人の支出額を精算することとします。」と記載されている。このとおり政務活動費出納簿に計上すると、会派共用費の内容ではない、実態のない支出を「支出」として記載することになる。議員が会派に政務活動費を概算払することは支出実態がない。これは、政務活動に要する経費の支出でないため、自治法第100条第14項乃至第16項規定違反である。

[新たに提出された証拠書類] (事実証明書の追加)

(8) 金沢市議会政務活動費運用の手引き-はじめに-

(9) 金沢市議会政務活動費運用の手引き-25ページ-

(注) これらの書面の内容については、この監査結果への記載を省略した。

4 関係職員の陳述の聴取

令和2年3月2日に議会事務局長及び議会事務局総務課長から陳述の聴取を行ったところ、次のような趣旨の陳述があった。

(1) 政務活動費の使途基準について

条例第8条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする」と規定した上で、調査研究費など12の項目を別表に掲げ、各項目の内容欄でどのような経費が該当するかを定めている。ただし、条例において具体的な例示を含めて規定することは困難なため、金沢市議会では、運用の手引きにおいて、使途基準の具体的な例示を行っているが、ここでも全ての経費を網羅することは不可能なため、想定される典型的な使途を記載しているものである。条例や運用の手引きに個別具体的に例示されていない費用であっても、議員の調査研究活動その他の活動に有益となる費用であれば、運用の手引きの例示の「等」として、これを含むと解するのが妥当である。

(2) 請求人の主張に対する考え方について

ア 手引きで定める例示費用について

手引きで定める例示費用については、その費用が「政務活動費の経費と認められるためには、当該例示費用が政務活動に要する経費であること又は政務活動に関連する経費であることを裏付ける資料を議長に提出することが必要である」との主張については、請求人の独自の解釈であり、その必要性はないと考えている。

イ 共通経費について

共通経費については、「共通経費の内容は『上記以外の経費で議員が行う活動に共通して必要な経費』であるが、当該内容規定では経費を特定することができないため、当該経費を支出した議員は政務活動に要する経費であることを裏付ける資料を議長へ提出することが必要となる」との主張については、請求人の独自の解釈であり、その必要性はないと考えている。

ウ 会派共用費について

会派共用費については、「議員が共同で使用する物件に要する経費及び共同事業に要する経費が政務活動に要する経費であるとは認められないため、政務活動に要する経費であることを裏付ける資料を議長へ提出することが必要となる」との主張については、請求人の独自の解釈であり、その必要性はないと考えている。

なお、各議員の提出した会派共用費精算書は「会派共用費支出額の記載があるものの、当該書類は当該支出が政務活動に要する経費であることを裏付ける書類ではないため、各議員の会派共用費支出額は違法額である」との主張については、会派の出納責任者が政務活動費の収支報告書を議長へ提出する際にその添付書類として会派共用費の「領収書その他の支出に係る事実を証する書類の写し」や「その他の関係書類」を提出している。

エ 広報費について

広報費については、「広報活動及び宣伝活動の両側面の活動を共有する経費であるため、均等割合とする

ことが客観的に要請される。それゆえ、広報費は政務活動費の2分の1を按分充当する経費である」との主張については、請求人の独自の解釈であり、広報費を当然に2分の1按分しなければならない理由はないものと考えている。

オ 調査研究費について

調査研究費については、請求人は「政務活動費として充当しているものの同議員が議長へ提出した当該各支出を証する書類では政務活動に要する経費であると認められない」と主張しているが、その理由は不明である。

カ 会派に政務活動費を概算払することについて

請求人は、「議員が会派に政務活動費を概算払することは政務活動に要する支出ではないため、法第100条第14項乃至第16項規定違反である」旨の主張をしているが、その理由は不明である。

5 関係人調査（その2）

請求人が違法支出と主張している支出について、自治法第199条第8項の規定に基づく関係人調査として、関係議員に対し書面による調査を行った。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 政務活動費制度の概要

ア 根拠となる法律、条例及び規則等

平成24年法律第72号の自治法の改正により、政務調査費制度は政務活動費制度となり、名称を「政務調査費」から「政務活動費」に、交付目的を「議会の議員の調査研究に資するため」から「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めなければならないものとし、議長は政務活動費については、その用途の透明性の確保に努めるものとする規定された。

イ 本市における政務活動費の交付の経緯

平成24年法律第72号による改正前の自治法の規定を受けて、本市においては、平成13年3月に「金沢市議会政務調査費の交付に関する条例」（以下「旧条例」という。）を制定し、同年4月1日から施行した。

旧条例の制定当時は、政務調査費の交付対象を「会派」とし、領収書についても収支報告書への添付は不要としていた。しかし、議員個人の説明責任・自己責任の明確化を図り、更なる透明化を図るために、平成20年6月に旧条例を改正し、同年7月から交付対象を「議員」へ変更し、全ての支出に対して領収書等の写しの添付を義務付け、交付金額を月額25万円から月額18万円に減額している。また、平成24年法律第72号による改正後の自治法に基づく条例では、政務活動費を充てることができる経費の範囲を定め、政務活動費を充てることができない経費も示している。更に、平成28年3月に条例を改正し、同年4月から交付金額を月額18万円から月額16万円に減額している。

ウ 交付手続等

- ① 政務活動費の交付を受けようとする議員は、条例第5条の規定により、毎年度規則で定める交付申請書を議長を経由して市長に提出する。
- ② 市長は、条例第6条の規定により、交付する政務活動費の額を決定し、その旨を規則で定める通知書により議長を経由して当該議員に通知する。
- ③ 前記の通知を受けた議員は、条例第7条第1項の規定により、四半期ごとに規則で定める請求書により市長に請求する。
- ④ 市長は、前記の請求があった場合は、条例第7条第2項の規定により、速やかに政務活動費を交付する。
- ⑤ 前記の交付を受けた議員は、条例第10条第1項及び第2項の規定により、毎年4月30日までに、前年度の交付に係る政務活動費について、規則で定める収支報告書に政務活動費に係る会計帳簿の写し及び領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写しを添付して、議長に提出する。議長は、政務活動費の適正な運用を期すため、条例第12条の規定により、必要に応じ調査を行うこととされている。
- ⑥ 議長は、収支報告書の提出があったときは、条例第11条の規定により、当該収支報告書の写しを市長に送付する。

エ 使途基準及び市長への返還

条例第8条及び別表に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲（以下「使途基準」という。）については、政務活動費は、議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対して交付するとされ、条例別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとされている。条例別表に定める使途基準には、調査研究費、研修費、広報費、広聴費、要請・陳情活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、人件費、事務所費、会派共用費及び共通経費の12項目が示されており、また、政務活動費を充てることができない経費として、「政党の活動に係る経費」、「慶弔費その他の交際費的経費」、「選挙活動に係る経費」、「後援会活動に係る経費」、「飲食を主目的とする会合の飲食に係る経費」、「会派等又は個人の資産形成に係る経費」、「政務活動費以外の公費支出と重複する支出に係る経費」、「公職選挙法（昭和25年法律第100号）その他の法令等に抵触する経費」、「使途不明の支出に係る経費」を掲げている。

市長は、条例第13条の規定により、政務活動費の交付を受けた議員が当該年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該議員が当該年度において使途基準に従い支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができるとしている。

オ 使途基準の運用指針

平成20年6月の条例改正に併せ、金沢市議会として政務調査費の取扱いの基本指針を示す運用の手引きを作成しており、平成24年4月には親族等への支出に一定の制限を設けるなどの改訂を行っている。平成25年4月には平成24年法律第72号による改正後の自治法に基づく条例改正により、従前の運用の手引きを金沢市議会政務活動費運用の手引きに改めており、平成27年4月には政務活動費の人件費及び事務所費への充当限度額を2分の1までとするなどの改訂を行っている。また、平成28年4月には事務所費を計上する場合に政務活動事務所届を提出することなどの改訂を行っている。当該運用の手引きにおいては、政務活動費執行に当たっての原則として、

- ① 政務活動が、市行政と関連性を有していること。
- ② 政務活動費の各支出が、その目的からみて合理性、必要性を有していること。
- ③ 支出金額が、社会通念上相当と認められる範囲内であること。
- ④ 政務活動費は、議員と一定の関係にある者や法人に対しては支出できないこと。

を掲げるとともに、条例別表に記載している使途基準のほかに「主な例」や「その他の例」を具体的に示し、使途基準を明確にしている。

(2) 条例に基づく平成30年度政務活動費の交付等について

ア 交付

市長は平成30年4月1日付けで交付申請書を受理し、交付する政務活動費の額を16万円×12か月＝192万円と決定した上で、その旨を同年4月1日付けの政務活動費交付決定通知書により、議長を経由して各議員に通知している。通知を受けた議員は政務活動費の交付を市長に請求し、市長は当該政務活動費192万円を交付している。

イ 収支報告

平成30年度分の政務活動費については、平成31年4月30日までに各議員から議長に収支報告書等が提出されており、議長は令和元年5月30日に収支報告書の写しを市長に送付している。

議長に提出された収支報告書等は、議会事務局において使途基準に沿って支出されているかなどの事務的な確認を行っている。

2 判断

(1) 判断基準について

本市の政務活動費は、自治法第100条第14項の規定に基づいた条例及び規則に従い交付されており、その使途基準についても条例第8条及び別表で規定している。また、議会において自主的に定めた運用の手引きにより政務活動費の取扱いの運用指針が示されており、この中で更に使途基準を明確にするための具体的な例示がなされている。

そこで、本件監査に当たっては、上記の使途基準に、「議員の活動は様々な政治課題や市民生活に係わり、その専門性や関心も多様であって、議員が全人格的活動を行い、議員活動について政治責任を負っていることを考えれば、その調査対象は極めて広範なものにならざるを得ず、調査研究活動の市政との関連性、その目的、

方法、必要性等も極めて広範な裁量の下に行われるものである。」(平成17年(行コ)第14号同19年2月9日札幌高裁判決)、「自治法が議員の調査研究に資するため必要な経費として政務調査費を交付することができるとしているのは、議員に活発な調査研究活動を促し、議会の審議能力を強化しようとする趣旨に基づくものと解されるから、政務調査費をどのように活用するかは、本来、各議員の自律的判断に委ねられるべきものである。」「調査研究活動に係る支出が使途基準に合致するかどうかを判断するに当たっては、各議員の活動の自主性を尊重することも考慮すべきであるから、その活動が市政に関連するものであるか否かについての判断を含めて、その活動の具体的内容の当否を問題とするのではなく、整理保管を義務付けられているところの会計帳簿や領収書その他の関係書類の記載事項を基礎的な判断材料として、可能な限り一般的、外形的に判断するのが相当である。」(以上、平成19年(行ウ)第5号 同22年3月26日青森地裁判決)との考え方を踏まえた「政務活動費支出の適否についての具体的判断基準」(別紙第2のとおり)を設け、この判断基準に基づき、請求人が違法と主張する支出について、不適切かどうかを確認することとした。

(2) 不当利得返還義務について

本市の政務活動費返還請求に係る近時の裁判例によると、不当利得返還義務として、違法支出と認められた額から充当している自己資金額を控除した額に対し、返還すべき義務を負うと判示していることから、今回の監査においてもこれを採用するものとした。

(3) 共通経費について

請求人は、「共通経費の内容は『上記以外の経費で議員が行う活動に共通して必要な経費』であるが、当該内容規定では経費を特定することができないため、当該経費を支出した議員は政務活動に要する経費であることを裏付ける資料を議長へ提出することが必要となる」とし、「議員が議長へ提出した当該各支出を証する書類では政務活動に要する経費であるとは認められない」として充当した金額を全額違法であると主張している。請求人が違法支出であると主張した共通経費について、その全ての支出に係る添付書類を確認し、判断基準と照らし合わせたところ、調査研究活動のために必要な共通経費としての支払いの事実が認められた。また、関係人調査において、この共通経費は、議員が行う調査研究等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動などの政務活動に要する経費として使用していたことを確認した。

よって、これらの支出は不適切とはいえないので、請求人の主張には理由がない。

なお、関係人調査において、高岩議員の灯油代について、「事務所費」に計上すべきところ、ガソリン代と誤って「共通経費」に計上していたが、既に訂正したとの回答があり、収支報告書等を訂正し議長に提出するなど所要の手続きが完了していることを確認した。

(4) 会派共用費について

請求人は、「会派共用費の内容は、『所属する会派等において議員が共同で使用する物件に要する経費及び共同で行う事業に要する経費のうち、1の項から8の項まで及び10の項に掲げる経費で、当該会派等において支出するもの』である。しかし、議員が共同で使用する物件に要する経費及び共同事業に要する経費が政務活動に要する経費であるとは認められないため、政務活動に要する経費であることを裏付ける資料を議長へ提出することが必要となる」とし、「議員3名が提出した精算書は会派共用費支出額の記載があるものの、当該書類は当該支出が政務活動に要する経費であることを裏付ける書類ではないため、当該議員の会派共用費支出額は違法額である」と主張しているが、請求人が違法支出であると主張した会派共用費支出について、その全ての支出に係る添付書類を確認し、判断基準と照らし合わせたところ、調査研究活動のために必要な会派共用費としての支払いの事実が認められた。また、政務活動費を充当した支出については、議員が行う調査研究等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動などの政務活動に要する経費として使用していたことを関係人調査にて確認した。

よって、これらの支出は不適切とはいえないので、請求人の主張には理由がない。

(5) 広報費について

請求人は、「広報費の内容は『議員が行う活動及び市政について市民に報告するために要する経費』である。しかし、広報費の性格上、議員が市民報告活動をすることが議員の宣伝活動でもあるため、備考2で規定されている政党活動、選挙活動及び後援会活動の政務活動費を充てることができない他の経費とは異なる特殊な経費である。すなわち、広報活動及び宣伝活動の両側面の活動を共有する経費であるため、均等割合とすることが客観的に要請される。そのため、広報費は政務活動費の2分の1を按分し充当する経費である」とし、「1名の議員が議長へ提出した当該各支出を証する書類に記載している同議員の按分充当の割合の根拠は主観的で

あるため、客観的で合理的な政務活動費の2分の1の按分経費とすることが妥当であるから、同議員の当該各支出額の2分の1を超える政務活動費充当額は違法額である」と主張しているが、請求人が違法支出であると主張した広報費支出について、その全ての支出に係る添付書類を確認し、判断基準と照らし合わせたところ、政務活動のために必要な経費としての支払いの事実が認められた。また、広報費については、使途基準や運用の手引きに按分充当しなければならない旨の記載はなく、政務活動費として全額又は按分して充当した支出については、議員が行う調査研究等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動などの政務活動に要する経費として使用していたことを関係人調査にて確認した。

よって、これらの支出は不適切とはいえないので、請求人の主張には理由がない。

(6) 調査研究費について

請求人は、「調査研究費の内容は『議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費』であり、「1名の議員が議長へ提出した書類を見る限り、全て調査研究費の内容規定に合致していないため、同議員の充当額は違法額である」と主張している。請求人が違法支出であると主張した調査研究費支出について、その全ての支出に係る添付書類を確認し、判断基準と照らし合わせたところ、一部を除き、政務活動のために必要な経費としての支払の事実が認められた。また、政務活動費として全額充当した支出については、議員が行う調査研究等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動などの政務活動に要する経費として使用していたことを関係人調査にて確認した。

よって、これらの支出は、以下に記載する事項を除き、不適切とはいえないので、請求人の主張には理由がない。

タクシー代(27件、計45,820円)については、運用の手引きでは、利用区間、利用目的及び宛名(議員名)を領収書等に明記するよう求め、駐車場代(3件、計4,900円)については、運用の手引きでは、利用目的等を明記するよう求めているが、領収書等を確認したところ、利用区間、利用目的又は宛名(議員名)の記載がなかった。視察旅費(2件、計18,520円)については、運用の手引きでは、領収書に宛名(議員名)を記載するよう求めているが、領収書を確認したところ、宛名(議員名)の記載がなかった。関係人調査を行ったところ、既に収支報告書等を訂正したのもあったが、タクシー代(12件、計19,950円)、駐車場代(3件、計4,900円)、視察旅費(1件、計8,030円)については、運用の手引きを採用した監査基準に照らし合わせても不適切な支出に当たると判断した。

懇親会費等(9件、計93,080円)については、運用の手引きでは、政務活動費を充てることができる各種会議で、飲食を伴う場合の飲食経費の支出については、その飲食が政務活動を目的とした会議に付随(連続)したものである場合に限り、1人当たり1回の支出につき5,000円以内を充当できるとしているが、領収書を確認したところ、5,000円を超えて充当しているものが見受けられた。年会費(1件、計12,216円)については、運用の手引きでは、年会費等を支払う団体の事業報告書の写し(団体の事業と収支の分かる資料は必ず添付)を領収書に添付することとしているが、関係書類を確認したところ、事業報告書の写しが添付されていなかった。宿泊費(1件、計14,800円)については、運用の手引きでは、宿泊を伴う県内での政務活動を終えたときは、「海外・県外等政務活動報告書(附属様式2)」を作成し、収支報告書に添付するよう求めているが、関係書類を確認したところ、「海外・県外等政務活動報告書(附属様式2)」が添付されていなかった。関係人調査を行ったところ、既に収支報告書等を訂正したのもあったが、懇親会費等(9件、計73,080円)、年会費(1件、計12,216円)、宿泊費(1件、計14,800円)については、運用の手引きを採用した監査基準に照らし合わせても不適切な支出に当たると判断した。

しかし、同調査において、タクシー代及び駐車場代については、具体的な使途等の確認ができなかったとして、また、視察旅費、懇親会費等、年会費及び宿泊費については、誤って充当していたとして、収支報告書等を訂正した上で、議長に再度提出しており、そのとおり所要の手続きが行われていることを確認した。なお、誤って充当した額(132,976円)は、自己資金の額(179,511円)を下回っているため、議員の不当利得により本市に損害を与えているとはいえない。

(7) 遅延損害金について

請求人は、「民法所定の年5分の割合による遅延損害金」を金沢市へ支払うようにと主張しているが、本市の政務活動費返還請求(遅延損害金)に係る近時の裁判例では、「政務活動費の支出が本件使途基準に適合しない場合において、議員が被告に対して負う返還義務の内容は不当利得返還義務である。議員が負う不当利得返還義務は、期限の定めのない債務であり、権利者が請求したときに遅滞となるが(民法第412条第3項)、権

利者である被告が返還義務を負う議員に対して返還義務の履行を請求した事実は認められない。また、本件条例第10条第2項は、文言上収支報告書等の提出期限を定めた規定であり、政務活動費の返還期限を規定したものであるとは認められない。」(平成27年(行ウ)第6号 同28年10月27日金沢地裁判決)と判示しており、過去の裁判例においても同様に遅延損害金の請求を認めない判断をしている。請求人は、本件請求で、返還義務を負う議員が具体的な履行請求を受けたと認めるに足る証拠を明らかにしておらず、また、条例第10条第2項は政務活動費を返還する際の履行期を定めた規定であると解することはできないことから、請求人の主張には理由がない。

(8) その余の主張について

請求人の以下の主張「議員が会派に政務活動費を概算払することは政務活動に要する支出ではないため法第100条第14項乃至第16項の規定に違反している。」「支出ではない『概算払分』を『支出』欄に記載しており、実支出額よりも『概算払分』相当の増額記載をしていることになる。」「収入ではない『返納額』を『収入』欄に記載しており、実収入額よりも『返納額』相当の増額記載をしていることになる。」「政務活動費出納簿は公金である政務活動費の実収入及び実支出を記載する必要がある。」については、いずれも自治法第242条第1項に規定する、住民監査請求の対象とする「行為又は怠る事実」には該当しないものと解した。

(9) 関係職員の怠る事実の存否

議会事務局では、平成30年度政務活動費収支報告書の収入支出項目の金額の合計に誤りがないかなど、事務的な確認を行っており、残額が発生している議員に対しては、条例により返還請求を行っている。

今回の住民監査請求に係る監査を実施したところ、一部に不適切な支出が認められたが、その額は自己資金額より少ないため、返還請求を行うまでには至らないことから、市長及び関係職員に不当利得の返還請求を怠る事実が存するとはいえない。

(10) 結論

以上のとおり、一部に不適切な支出が認められたが、既にその額等は訂正されており、また、その額は自己資金額より少ないため、議員の不当利得により本市に損害を与えているとはいえず、返還請求すべき額が認められないことから、請求人の措置請求には理由がないものと判断し、請求を棄却する。

3 意見

本件請求についての判断、結論は以上のとおりであるが、政務活動費は、議員の調査研究活動等の充実を図り、議会の審議能力を強化しようとする趣旨から、議員の自主性、自律性を尊重した運用が行われなければならない。一方で、その財源は公金から交付されていることから、その負担者である市民等に説明責任を果たすことが求められている。

今回、監査対象となった平成30年度政務活動費については、前述のとおり返還請求を行うまでには至らなかったものの、不適切な支出と判断したのもあったことを踏まえ、議員においては、政務活動費に係る条例、規則、運用の手引きを遵守し適正な執行を図るとともに、議長に収支報告書等を提出する際には、その計上に誤りがないかなど、提出書類の精査に取り組まれたい。また、議長においては、議員に対し改めて運用の手引きの取扱いについて周知徹底を図られたい。

市議会においては、政務活動費の用途について、その目的に沿った厳正な運用を徹底するとともに、透明性の確保に向けた取組が的確に進められ、市民の信頼のもとに、より一層充実した議会活動が展開されることを強く期待する。

(別紙第1)

職員措置請求書

—金沢市長に対する措置請求—

※原文のまま掲載し、事実証明書の掲載は省略した。

第1 請求の趣旨

- 1 政務活動費の経費は、地方自治法(以下「法」という。)第100条第14項乃至第16項に基づき金沢市議会政務活動費の交付に関する条例(以下「本件条例」という。)で定められている。
- 2 金沢市議会政務活動費運用の手引き(以下「本件手引き」という。)は本件条例ではないゆえに、本件手引き

規定の例示費用は政務活動に要する経費ではない。

それゆえ、本件手引きで定める例示費用が政務活動費の経費と認められるためには、当該例示費用が政務活動に要する経費であること又は政務活動に関連する経費であることを裏付ける資料を議長に提出することが必要である。

3 政務活動に要する経費の内容は、以下のとおり本件条例第8条第2項別表で規定している。

共通経費の内容は「上記以外の経費で議員が行う活動に共通して必要な経費」であるが、当該内容規定では経費を特定することができないゆえに当該経費を支出した議員は政務活動に要する経費であることを裏付ける資料を議長へ提出することが必要となる。

会派共用費の内容は「所属する会派等において議員が共同で使用する物件に要する経費及び共同で行う事業に要する経費のうち、1の項から8の項まで及び10の項に掲げる経費で、当該会派等において支出するもの」である。しかし、議員共同使用物件に要する経費及び共同事業に要する経費が政務活動に要する経費であるとは認められないゆえに政務活動に要する経費であることを裏付ける資料を議長へ提出することが必要となる。

広報費の内容は「議員が行う活動及び市政について市民に報告するために要する経費」である。しかし、広報費の性格上、議員が市民報告活動をすることが議員の宣伝活動でもあるゆえに備考2で規定されている政党活動、選挙活動及び後援会活動の政務活動費を充てることができない他の経費とは異なる特殊な経費である。すなわち、広報活動及び宣伝活動の両側面の活動を共有する経費であるゆえに均等割合とすることが客観的に要請される。それゆえ、広報費は政務活動費2分の1按分充当経費である。

調査研究費の内容は「議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費」である。

上記各経費の内容に該当していない経費支出は、目的外の違法支出である。

4 高岩勝人議員（以下「高岩議員」という。）の調査対象経費は、共通経費及び会派共用費である。

高岩議員の共通経費支出は、別紙1-1記載のとおり、70支出で、57万4873円の政務活動費を充当しているものの、同議員が議長へ提出した当該各支出を証する書類では政務活動に要する経費であるとは認められない。

ガソリン代32支出（1番乃至3番、5番、6番、8番乃至23番、25番乃至35番）、車両リース代12支出（36番乃至47番）、コピー機リース代12支出（7番、48番乃至58番）、携帯電話12支出（59番乃至70番）、振込手数料支出（4番）及び灯油代支出（24番）の各1支出である。

上記70支出は、高岩議員が議長へ提出した書類をみる限り、すべての支出が私的経費であるゆえに違法支出である。

すなわち、高岩議員が共通経費として支出した違法額は57万4873円である。

高岩議員の会派共用費支出は、別紙1-2記載のとおり、1支出で2万5189円の政務活動費を充当している。

高岩議員が提出した精算書は会派共用費支出額の記載があるものの、当該書類は当該支出が政務活動に要する経費であることを裏付ける書類ではないゆえに、同議員の会派共用費支出額は違法額である。

したがって、高岩議員の共通経費及び会派共用費の違法額は60万0062円である。

5 野本正人議員（以下「野本議員」という。）の調査対象は、広報費及び会派共用費である。

野本議員の広報費支出は、別紙2-1記載のとおり、32支出で114万5736円の政務活動費を充当している。

しかし、野本議員が議長へ提出した当該各支出を証する書類に記載している同議員の按分充当割合の根拠は主観的であるゆえに、客観的で合理的な政務活動費2分の1按分経費とすることが妥当であるから、同議員の当該各支出額の2分の1を超える政務活動費充当額は違法額である。

ホームページ管理料12支出（3番、10番乃至14番、21番、22番、25番乃至27番、32番）、封筒印刷代金4支出（2番、5番、20番、31番）、のもとニュース Vol 8 郵送代4支出（15番、16番、24番、28番）、市政報告会案内郵送代2支出（4番、6番）、のもとニュース Vol 8印刷代2支出（18番、23番）、市政広報誌郵送代（1番）、市政報告会会場費（7番）、市政報告会パワーポイント等（8番）、市政報告会お茶代（9番）、長3封筒印刷代（17番）、のもとニュース Vol 8ポスティング代（19番）、のもとニュース Vol 9印刷代（29番）及びのもとニュース Vol 9ポスティング代（30番）の各1支出である。

上記広報費32支出において野本議員は各支出額の2分の1を超える政務活動費を充当しているゆえに、広報費支出における野本議員の違法額は46万3448円である。

野本議員の会派共用費支出は、別紙2-2記載のとおり、1支出で2万5188円の政務活動費を充当している。

野本議員が提出した精算書は会派共用費支出の記載があるものの、当該書類は当該支出が政務活動に要する経

費であることを裏付ける書類ではないゆえに、同議員の会派共用費支出額は違法額である。

したがって、野本議員の広報費及び会派共用費の違法額は48万8636円である。

- 6 福田太郎議員（以下「福田議員」という。）の調査対象は、調査研究費及び会派共用費である。

福田議員の調査研究費支出は、別紙3-1記載のとおり、285支出で74万8714円を政務活動費として充当しているものの同議員が議長へ提出した当該各支出を証する書類では政務活動に要する経費であると認められない。

交通費245支出（1番乃至233番、273番乃至284番）、視察関連経費9支出（234番乃至237番、257番乃至260番、265番）、年会費6支出（239番、242番、244番、246番、249番、251番）、駐車料金6支出（240番、247番、253番、255番、264番、267番）、会費5支出（248番、252番、254番、262番、266番）、懇親会費5支出（241番、245番、268番、269番、272番）、交流会費3支出（238番、256番、270番）、送金2支出（261番、263番）、片町まつり2支出（271番、285番）、入会金（243番）及び宿泊費（250番）が各1支出である。

上記285支出は、福田議員が議長へ提出した書類をみる限り、すべて調査研究費の内容規定に合致していないゆえに同議員の調査研究支出の違法額は74万8714円である。

福田議員の会派共用費支出は、別紙3-2記載のとおり、1支出で2万5188円の政務活動費を充当している。

福田議員が提出した精算書は会派共用費支出額の記載があるものの、当該書類は当該支出が政務活動に要する経費であることを裏付ける書類ではないゆえに、同議員の会派共用費支出額は違法額である。

したがって、福田議員の調査研究費及び会派共用費の違法額は77万3902円である。

- 7 金沢市議会は、政務活動費出納簿に記載している会派共用費の支出をする場合、本件手引き25頁記載の定めに従って政務活動費を計上することになっている。

ところが本件手引きにおいては、「※4 会派共用費においては、議員から会派に四半期ごとに、概算払（①領収書を会派から受領）をすることができ、第4四半期に、議員個人の支出額を精算することとします。」と記載している。

しかし、上記記載のとおり政務活動費出納簿に政務活動費として計上することは、会派共用費の内容規定に抵触する。

議員が会派に政務活動費を概算払することは政務活動に要する支出ではないゆえに、法第100条第14項乃至第16項規定違反である。

その結果、議員は政務活動費出納簿に違法額を記載している。

会派共用費の内容規定の会派が政務活動費として支出記載した金額の当該議員分の支出残高は交付された政務活動費の金額よりも「精算書」記載「概算払分」相当額が多く「支出」欄に記載されることになるが、当該各記載額は違法額である。

支出ではない「概算払分」を「支出」欄に記載しており、支出である「実支出分」を支出欄に記載していないことによって、実支出額よりも「概算払分」相当の増額記載をしていることになる。

収入ではない「返納額」を「収入」欄に記載しているゆえに実収入額よりも「返納額」相当の増額記載をしていることになる。

政務活動費出納簿は公金である政務活動費の実収入及び実支出を記載する必要がある。

高岩議員及び野本議員には、別紙4記載のとおり、各会派共用費の支出欄及び収入欄の「支出」額及び「収入」額を取り除いて計算すると、各政務活動費収支報告書に残額（＝未執行額）「0」円記載であるが、高岩議員の未執行額（＝違法額）は2万0596円となるし、野本議員の未執行額（＝違法額）も2万1644円となる。

なお、福田議員は差引額が多額であるから未執行額はない。

- 8 請求人は、金沢市監査委員に対し、平成30年度に交付された政務活動費に不当利得額があるゆえに当該各議員が民法第704条規定の悪意の受益者であることをも加味して、福田議員に対し77万3902円、高岩議員に対し62万0658円、野本議員に対し51万0280円、及び当該各金額に対する民法所定の年5分の割合による遅延損害金を支払うよう請求することを、金沢市長に求める。

以上、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添えて必要な措置を講ずることを求める。

第2 請求人

金沢市小坂町西61番地7 林木 則夫

第3 事実証明書

- 1 第180回国会 総務委員会 第15号 (平成24年8月7日 (火曜日))
- 2 高岩議員が議長へ提出した別紙1-1の36番の支出を証する書類
- 3 高岩議員が議長へ提出した別紙1-2の3番の支出を証する書類
- 4 野本議員が議長へ提出した別紙2-1の8番の支出を証する書類
- 5 野本議員が議長へ提出した別紙2-2の3番の支出を証する書類
- 6 福田議員が議長へ提出した別紙3-1の193番乃至197番の支出を証する書類
- 7 福田議員が議長へ提出した別紙3-2の3番の支出を証する書類

以上

(別紙第2)

政務活動費支出の適否についての具体的判断基準

I 基本的事項

1 政務活動費を充てることができない経費

○条例別表の備考2	○運用の手引き (具体的事例)
1 政党の活動に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・党費、党大会の参加費、党大会の賛助金、党大会参加に係る経費等 ・政党の広報紙・パンフレット・ビラ等の印刷及び発送等に要する経費 ・政党組織の事務所経費 (人件費を含む。) ・その他自己の所属する政党活動、県連 (政党等) 活動に係る経費等
2 慶弔費その他の交際費の経費	<ul style="list-style-type: none"> ・慶弔電報代、香典、祝金、寸志等の冠婚葬祭に係る経費 ・病気見舞い、餞別、中元・歳暮、年賀状等の購入・印刷経費 ・宗教活動に係る経費 ・専ら個人的な立場において支出すべき会費 (町内会費、PTA会費、婦人会費、老人会費、商工会会費、同窓会費、ライオンズクラブ・ロータリークラブの会費等) ・各種団体への寄付金、支援金等 ・政党のパーティー及び政治資金パーティー出席経費 ・親睦を目的とする会合の会費 ・レクリエーション経費
3 選挙活動に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙ビラ等の作成・発送に係る経費 ・選挙活動に係る事務所経費 (人件費を含む。) ・その他選挙運動及び選挙活動に係る経費
4 後援会活動に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・後援会の広報紙等の作成・発送に係る経費 ・後援会活動に係る事務所経費 (人件費を含む。) ・その他後援会活動に係る経費
5 飲食を主目的とする会合の飲食に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・新年会、忘年会等の飲食を主目的とする会合への出席費用 ・会派や議員間の私的な懇談会等への出席費用 ・会議と連続しない懇談会等のみへの出席費用 ・社会通念上「市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動」を行うのに不適切な場所での飲食経費 (居酒屋、温泉レジャー施設など)
6 会派等又は個人の資産形成に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所 (駐車場含む。) の土地建物の購入経費、建築工事費、修繕費 (事務所の維持に必要な小規模な修繕を除く。) ・自動車、バイク、自転車等の購入経費 ・購入車両の維持管理経費 (自動車税、車検代、保険料、修理代、洗車代) ・カーナビ購入費 (リース車両に設置されたもの以外) ・自宅事務所の賃料

7 政務活動費以外の公費支出と重複する支出に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会等の視察旅費との重複 ・費用弁償支給対象日に登退庁するための交通費（タクシー代、ガソリン代等）との重複
8 公職選挙法（昭和25年法律第100号）その他法令等に抵触する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・公職選挙法第199条の2の寄附に該当する経費 ・祭りへの寄附や差し入れ ・地域の行事やスポーツ大会への飲食物の差し入れ ・町内会の集会や旅行などの催し物への寸志や飲食物の差し入れ ・各団体等からの案内（催し物、会合等）に対する寄附行為 ただし、参加者全員が会費を負担している場合に、同額を負担する場合を除きます。 ・後援団体の落成式や開店祝い、葬儀の花輪
9 使途不明の支出に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書に「品代」などと記載され、何に使われたか不明のもの ・領収書を紛失するなど、何の経費に充てられたか具体的に説明できない支出

2 領収書等添付義務付け

【条例、規則】

○条例第10条

政務活動費の交付を受けた議員は、規則で定める政務活動費に係る収入及び支出の報告書を作成し、政務活動費に係る会計帳簿の写し及び領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写しを添付して、議長に提出しなければならない。

○条例別表の備考2

政務活動費を充てることができない経費は、次のとおりとする。

(9) 使途不明の支出に係る経費

【運用の手引き】

○領収書等のチェック要領

	項 目	注 意 事 項
1	日 付	領収した日が記載してあること。 ＊ただし、日付欄のない定期購読の新聞領収書にあつては、支払った日を補記すること。
2	あ て 名	議員名が記載してあること（議員から集めた会派共用費を支出する場合のあて名は、会派名または会計担当者の議員名とする。）。 ＊あて名のないもの、上様となっているもの、後援会の名前になっているものなどは不可 (※)あて名が〇〇〇〇事務所（後援会事務所を除く。）となっているものであつても、申立書等により政務活動のために支出したことが確認されたものについては、政務活動費の充当を認める。
3	発 行 者	記名押印がされていること。 ＊機械発行の領収書については、発行者名が印字されていれば押印が無くても可
4	金 額	支出した金額が記載してあること。
5	但 書 き	何の代金か明確に記載してあること。 ＊お品代、商品代など具体名のないものは不可。ただし、別紙により明細など具体名の内訳が示されているものは可 (※)但書きが記載されていないものであつても、他の添付書類等からその内容を類推することが可能な場合は、政務活動費の充当を認める。

6	印 紙	領収書の記載金額5万円以上（消費税の金額が明確に記載してある場合には消費税を除いた金額）の場合に貼付してあること。また、消印されていること。 (※)印紙が貼付されていないものであっても、その他の項目により、支払事実が確認できるものは、政務活動費の充当を認める。
7	記 載 事 項 の 訂 正	訂正箇所（金額を除く）にもとの記載が読めるようにして二本線を引き、正しい記載をしたうえで、発行権限者又は取扱者の押印（訂正印）、もしくは取扱者のサインがしてあること。 *記載事項の訂正は相手方に行わせること。
8	銀 行 等 の 振 込 金 受 取 書	銀行等の振込金受取書（ATM利用明細票など）は、日付、依頼人（議員名）、受取人及び金額が記載されていることに加え、明細の記された請求書の写しを合わせて添付することや内容を領収書等添付用紙に補記するなど使途（内容）が明確なものに限り、領収書に代えることができる。
9	預 金 通 帳 の 写 し (クレジットカードの明細の写し)	自動振替している経費がある場合、預金通帳の表紙及び該当ページの写しと支払い対象の内容がわかる証票や書類の写しを合わせて提出すること。クレジットカードの明細も同様。
10	レ シ ー ト	レシートは、日付、あて名、発行者、品目及び金額の記載があるものについては、これを領収書として取り扱うことができる。 *あて名欄が無いレシートはレシートにあて名を補記する。

補記は、発行者が記載したものと区別するため、鉛筆で原本に記入すること。

II 費目別使途基準

1 調査研究費

【条例、規則】

○条例別表（第8条関係）「政務活動費使途基準」

議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費

【運用の手引き】

<p>(主な例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料印刷費、調査委託費、文書通信費、交通費、宿泊費等 <p>その他の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設入館料 ・遠方の調査研究に係る自家用車燃料費 領収書の金額を按分する必要がある場合は、 [燃料費＝単価（円／ℓ）×走行距離（km）÷燃費（km／ℓ）] で計算します。目的、経路、活動内容は報告書に記載します。この燃料費は共通経費の燃料費とは別に申告できます。 ・タクシー料金（利用区間、利用目的を領収書等に明記） ・駐車料金（利用目的等を明記） ただし、自動車等の月極駐車料金は認められません。 ・高速代、有料道路使用料（利用区間、目的等を明記） ・海外旅費 ・研究会の会場費、講師謝金、お茶代 ・機材借上費（プレゼンテーション用パソコンの借り上げ等） ・研究会への参加費、出席者負担金 ・研究会に伴う懇談会に係る会費 <p>※1 調査視察旅費は、旅費条例に準拠した額を上限とします。</p> <p>※2 調査視察旅費についても、実費弁償の原則が適用されますので、領収書の総額が旅費条例に準拠した</p>
--

額を下回った場合、その額が政務活動費の申告額となります。

※3 海外旅費は、年間4回以内で年間限度額を60万円とします。なお、「年間」とは、交付年度の4～3月の1年間となります。

→第4章2(6)海外・県外等での政務活動に係る政務活動費を参照してください。

※4 研究会の会場で購入した資料やテキストは、調査研究費で計上するものとします。それ以外は資料購入費で計上してください。

2 広報費

【条例、規則】

○条例別表(第8条関係)「政務活動費使途基準」

議員が行う活動及び市政について市民に報告するために要する経費

【運用の手引き】

(主な例)

・広報紙・報告書等印刷費、会場費、飲料代、茶菓子代、文書通信費、交通費等

その他の例

・広報活動のため開催する会の機材借上費

・広報紙・議会報告・活動報告の編集作成費

・議会活動、政策等の広報用ポスター作成費

・ホームページ作成料・管理費用

・広報紙等発送費用(文書通信費を除く)

※1 広報活動のため開催する会の費用の計上については、第4章2(2)広報活動又は広聴活動を目的として開催する会議の費用を参照してください。

※2 印刷費は製本費用も含みます。

※3 広報紙・報告書等の印刷費、編集作成費等を計上する場合は、広報紙等作成報告書(附属様式4)の添付が必要です。

3 会派共用費

【条例、規則】

○条例別表(第8条関係)「政務活動費使途基準」

所属する会派等において議員が共同で使用する物件に要する経費及び共同で行う事業に要する経費のうち、1の項から8の項まで及び10の項に掲げる経費で、当該会派等において支出するもの

【運用の手引き】

(主な例)

・事務機器の購入費又は賃借料、調査研究費、研修費、会議費、資料作成費、資料購入費等

その他の例

※1 会派共用費の限度額は、議員一人につき、60万円/年とします。

※2 会派共用費は概算払できることとし、精算は、第4四半期に行うものとします。

4 共通経費

【条例、規則】

○条例別表(第8条関係)「政務活動費使途基準」

上記以外の経費で議員が行う活動に共通して必要な経費

【運用の手引き】

(例)

- ・携帯電話及びタブレット端末の利用料金、自動車の燃料費、自動車のリース料、コピー機のリース料、事務所が自宅と兼用になっていない場合の自宅固定電話利用料
- ・携帯電話及びタブレット端末の利用料金については、それぞれ1台分に限り、充当割合を1/2とし、携帯電話及びタブレット端末を合わせて限度額を1万5千円/月とします。
- ・自動車の燃料費については、1台分に限り、充当割合を1/2とし、限度額を2万円/月とします。
- ・自動車のリース料については、1台分に限り、充当割合を1/2とし、限度額を3万円/月とします。
(維持管理費を含む)
- ・コピー機のリース料については、1台分に限り、コピー機を設置する事務所の形態に応じ、事務所費の按分率に準じて充当割合を1/2又は1/3とし、限度額を1万円/月とします。
- ・事務所が自宅と兼用になっていない場合で、自宅の固定電話を利用せざるを得ない場合、自宅の固定電話の利用料金については、1台分に限り、充当割合を1/3とし、限度額を1万円/月とします。

※1 共通経費については、共通経費の(例)に掲げる5つの経費以外の計上はできません。

令和2年(2020年)4月6日 印刷
令和2年(2020年)4月6日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄